

月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第103号 2023年7月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室

e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP (最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 「令和の日本型学校教育」を担う教師」に関する 中教審答申(その4)	富岡 勝	2
逸話と世評で綴る女子教育史(103) －岡山県と愛媛県の女子師範学校－	神辺 靖光	9
令和国民会議(令和臨調)による日本社会への未来像の提案 －人口減少危機を直視し、変革の好機とし、新たな成長のデザ インを－	谷本 宗生	18
大正時代の女子高等教育(58) 東京女子大学がめざすもの－卒業生の回想より	長本 裕子	22
新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究に関する覚書 (27):『鳥取県公報』にみる鳥取県立高等学校の専攻科(1)	吉野 剛弘	27
体験的文献紹介(52)－内務卿・大久保利通の活動と教育史を 明治10年で区切ること－	神辺 靖光	31
刊行要項(2015年6月15日現在)		38
短評・文献紹介		39
会員消息		40

コラム
「令和の日本型学校教育」を担う教師に関する中教審答申(その4)

とみおか まさる
富岡 勝
(近畿大学)

はじめに

本ニュースレター第99号から、「令和の日本型学校教育」を担う教師に関する中教審答申(2022年12月)について、今後の大学での教員養成に大きな影響を及ぼす可能性がある

あると考えてコラム欄を使って紹介している。

第99号では、この答申の背景に近年の教員志望者の減少と「教師不足」があることを指摘し、第100号では、政府の他の会議体等からの「教育DX」、「Society5.0」などの教育の様々な側面でのデジタル化構想も答申の背景となっていることを紹介した。そして第101号では主要な提言内容の一つである「多様な教職志望者への対応」について述べた。

本号のコラムでは、この答申の提言内容のもう一つの柱である、教員採用試験と教育実習の見直しについて紹介し、考察する。

教員採用試験日程の前倒しを提言

この答申が教員志望者減少と「教師不足」への対策としてもっとも力を入れていると思われるのは、教員採用試験日程の前倒しである。

民間企業の内々定解禁日(6月1日)までに就職活動を事実上終えている学生も増えていることを理由に、この答申は、これまで7月ごろから1次試験を開始していた教員採用試験の日程を前倒しすることを求めて、次のように述べている。

教員採用選考試験の実施時期は、4~5月に出願、7月に1次試験、8月に2次試験を実施し、9~10月に合格発表・採用内定を公表するのが一般的であり、少なくとも20年以上大きな変化は見られない。

一方、民間企業において、学生が内々定を獲得する時期、就職活動を終了する時期はますます早期化しており、民間企業の内々定解禁日（6月1日）までに、就職活動を事実上終了している学生も増加している。民間企業等の就職活動の早期化により、就職活動を不安に思い、少しでも安定した就職先を決めたい学生は、教師を目指していても先に民間企業に就職先を決めてしまうとの指摘もある。

また、公務員についても、国家公務員総合職春試験の実施時期の前倒しが検討されているところであり、他の国家公務員試験や地方公務員試験の実施時期についても影響を与える可能性もある。

こうした状況も踏まえ、教員採用選考試験についても、その実施時期の早期化・複線化について検討する必要がある。一方で、一部の自治体から、同日に実施する近隣の自治体との兼ね合いから独自の早期化が難しい、一部の自治体のみが早期化・複線化すると、結果的に他の自治体の教員採用選考試験との重複合格により、辞退者が多く発生する可能性があるといった指摘がある。

このため、国と任命権者、教員養成大学などの大学関係者等が協議しながら、学生の負担・学修への影響等にも留意しつつ検討し、志願者の視点に立って、養成と採用との一体的な改革を進めていくことが必要である。

この提言にもとづき、文部科学省はすでに具体的な動きを見せている。全国の教育委員会などと一緒で開催した2023年5月31日の協議会で、次年度の1次試験は従来の日程を1ヶ月ほど前倒した6月16日を目安とした全国共通の「標準日」を定める方向であることなどを公表している（「教員採用試験来年度は6月16日を目安に前倒しへ 文科省」2023年5月31日、NHKのWebサイト<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230531/k10014083791000.html>>）

この教員採用試験前倒しについては、文科省はかなり本気であると思われる。

教育実習の見直し提言

しかし、6月は多くの実習生にとって教育実習中であり、かえって学生の負担が増える可能性もあるだろう。この点に関連して、この答申では教育実習実施学年などの見直しの必要性が、以下のように提言されている。

現行の教職課程においては、教育実習が一番の実践の機会になるが、多くの大学においては、教科専門科目や教職専門科目の大半を履修した後、2～4週間の教育実習に臨むのが一般的である。

また、学生の多様化や、民間企業等の採用活動の早期化等の理由により、教育実習について、教職課程の終盤に長期間まとめて履修することが困難になっているとの指摘もある。

こうした状況を踏まえ、これまで、全ての学生が一律に、教職課程の終盤に教育実習を履修する形式を改め、取得を目指す免許状の学校種の違い等も考慮しつつ、それぞれの学生の状況に応じた柔軟な履修形式が認められるべきである。

具体的には、短期集中型の従来の履修スタイルに加え、通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。

4年次に2～4週間まとめて教育実習をおこなうのが多くの大学では一般的であるが、教育大学などでは、教育実習に1～3年次での学校体験活動を含めるなどの方法で、教育実習を数年間に分散して実施している場合もある。上記の提言内容は、そうした教育大学などの実施方法を私立大学を含めて実施させようとしていると読むことができる。

しかし、教職課程を中心に学部のカリキュラムを編成できる教育大学や教育学部とは異なり、多くの大学(とくに総合大学)では、3年次は実験・ゼミ・実習など、専門課程でもっとも重要な授業が行われる学年であり、教育実習との両立は容易ではないだろう。また、通年で決まった曜日に教育実習を実施するというのも、大学から遠い距離にある母校などで実施することを考えると困難なケースが少なくないだろう。教職課程の履修人数の多い大学では、教育実習の実施法の見直しは容易ではないと思われる。

見直しの根拠は？

この答申では、各提言に注がつけられ、根拠データなどが紹介されている。根拠を示すこと自体は良心的だと思われるが、この注記を読みると、少し「これはどうだろうか」という箇所もある。

例えば、上記の「学生の多様化や、民間企業等の採用活動の早期化等の理由により、教育実習について、教職課程の終盤に長期間まとめて履修することが困難になっているとの指摘もある」には、以下のような注が付けられている。

教職志望動向調査によると、「教員免許取得を目的とした教職科目の履修はしていない」などの回答をしたものに対して、なぜ職業として「学校の先生」を考えたことがありながら、大学で教員免許取得を目的とした教職科目の履修をしなかったのかをたずねたところ、「民間企業等、教職以外の職業への志望度合いの方が高かったから」(約6割(55.9%))に次いで、「必要な単位数が多くすべての単位取得が困難であると思ったから」(約3割(29.9%))、「教育実習の科目などまとまった期間の確保が難しいと思ったから」(約2割(24.2%))の順に回答した者の数が多い。(複数回答)

これを見ると、「なぜ職業として「学校の先生」を考えたことがありながら、大学で教員免許取得を目的とした教職科目の履修をしなかったのか」の問いにつ

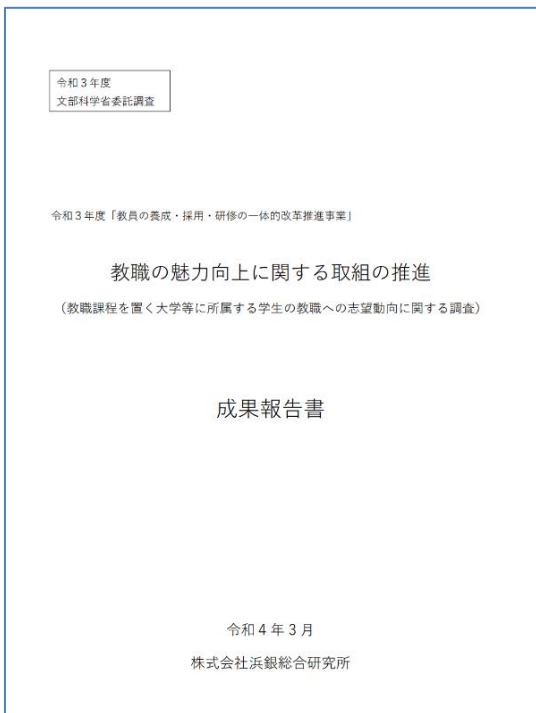
いて、教育実習に直接関係すると思われる「教育実習の科目などまとまった期間の確保が難しいと思ったから」は、最多回答ではなく、三番目（24.2%）にとどまっていることが分かる。このデータをもって、教育実習の見直しを強く提言する根拠として妥当かどうか、私の中教審委員なら判断に迷うだろう。

少し気になったので、この「教職志望動向調査」（正式名称は、令和3年度「教師の養成・採用・研修の一体改革推進事業」として実施された「教職課程を置く大学等に所属する学生の教職への志望動向に関する調査」）について調べたところ、以下の文科省 Web サイトで報告書が公開されていた。きちんと結果が報告されている点は良かった。

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sankou/1409999_00002.htm>

文部科学省からの委託を受けて株式会社浜銀総合研究所が調査を実施した結果を2022年3月にまとめた『教職の魅力向上に関する取組の推進（教職課程を置く大学等に所属する学生の教職への志望動向に関する調査）成果報告書』である。

「教職課程を履修したが、免許取得には至らない理由（複数回答）」（8頁）、「大学で教員免許取得を目的として教職科目の履修を



しなかった理由」(10頁)など、注目すべき設問が含まれていて興味深い。

この報告書を読んで調査対象について確認したところ、次のように記されていた。

本調査研究では、全国の大学のうち、教員免許状発行件数上位の大学に在籍する大学4年生(卒業年度にある学生)を対象としたアンケート調査を実施した。229 大学に、在籍する学生のうち、調査対象に該当する方に対して、メール等にてアンケート回答のためのウェブ画面の URL を案内いただくよう依頼を行った。

ウェブ回答画面は令和 4 年 2 月 9 日(水)から、令和 4 年 3 月 10 日(木)の期間開設し、9,291 件の有効回答を得た

そして、報告書の74頁に、回答者の学部・学科・専攻の系統が次のように示されていた。つまり、回答者のうち2232人(24.3%)が教育・教員養成系であり、もっとも多い。例えば中学・高校の理科や数学の教員不足が叫ばれて久しいが、理・工系の回答者は1632人(17.8%)である。全

q92 学部・学科・専攻の系統について教えてください。【A項目(「全国大学生調査」を基にした項目)】

	度数:	割合(%):
文・外国語・国際・文化系	1622	17.7
法・政・経・商・社系	1419	15.5
理・工系	1632	17.8
農系	328	3.6
薬系	81	0.9
医・歯系	79	0.9
看護・保健系	427	4.6
教育・教員養成系	2232	24.3
福祉系	184	2.0
家政・生活系	375	4.1
芸術系	193	2.1
スポーツ系	273	3.0
その他	338	3.7
合計	9183	100.0

国の理工系学部・学科の4年生の動向を知るためのデータとしてどれくらい信頼できる回答者数であるか、意見が分かれそうな気がする。

悩ましい

上記はほんの一例であるが、教員採用試験や教育実習の見直しについて、十分な根拠に基づいた提言がなされているとは断言しづらい状況なのでないだろうか。

とはいえ、教職志望者の減少や「教員不足」について何らかの対応を検討する必要があるというのも分かる。筆者も勤務先の教職課程の教員の一人として、教職課程カリキュラムの大出術を必要とする教育実習の見直しに踏み切るべきかどうか、悩ましく思っている状態である。

せめて、勤務先の学生の状況を少しでも知ることができれば考えやすいかもしれない。しかしこれまで、勤務先では「なぜ教職課程を履修しなかったのか」「なぜ教職課程の履修を途中でやめたのか」といった調査はおそらく行われてこなかった。他大学ではどうなのだろうか？

(ひとまず完)

逸話と世評で綴る女子教育史(103)

—岡山県と愛媛県の女子師範学校—

かんべ やすみつ

神辺 靖光(ニューズレター同人)

明治30年の「師範教育令」に「師範学校ハ北海道及各府県ニ各一校若クハ数校ヲ設置ス」(第2条)「師範学校ハ地方長官ノ管理ニ属ス」(第3条)、「師範学校ノ経費ハ府県税又ハ地方税ノ負担トス」(第4条)とある。女子師範学校もすべて府県立学校であるから以後、奈良女子高師以西のいくつかの県立女子師範と東京女高師以北のいくつかの県立女子師範学校の発達を述べたい。

まず、山陽道の岡山県と瀬戸内海の中央・燧灘ひうちんだをはさんで向い合う愛媛県の二県を考察する。

岡山県を構成する地域を古代の道州制でみれば美作みまさか・備前びぜん・備中びちゅうの三国である。戊辰戦争で多少の騒動はあったが、親藩の津山藩や譜代の松山藩を含めて新政府へ帰順を明確にしたので従来ひうちんだの藩が存続し、旧藩を軸に新県がつくられた。即ち備前岡山藩の岡山県、美作津山藩を中心に鶴田藩たずた・真島藩ましまを加えた北条県、備中一円と備後6郡を合わせ、その中の9小藩からなる小田県、そして明治9年の府県統合で備後6郡を広島県に分属させて現在に続く岡山県を成立させたのである。31万石の岡山藩、10万石の津山藩を除けばあとは1.2万石の極小藩ごくである。つまり岡山藩はんとの版図は旧弱小藩から成り立っていたと言えよう。そこに近代学校をつくりはじめる明治期岡山県の特徴が認められる。即ち士族たちが旧来の秩序に安住できないことを悟りつつ新時代の知識を洋学を含めたあらゆる学問を求めて私塾や学問所に通い、また新しい学校を開設しようと走り回るのである。(拙著『日本における中学校形成史の研究・明治初期編』、『明治前期中学校形成史Ⅱ 環瀬戸内海』)。明治初期に岡山県域にできた私立学校には当時のいわゆる郷学的なものが多いが『文部省年報』所収の「中学校表」に登録された私学が60校もある。これらの私立中学校を設置し、学者を招いたり、自ら教師となって主導したのは旧岡山藩をはじめ県内旧小藩の

士族である。彼らが想像する学校は旧藩校や漢学塾であって、手習所や寺子屋がつながる小学校ではなかった。しかし新政府や文部省が考える学制実施の第一歩は小学校の設置・普及である。よって文部省の意を体する県令や県官と^そ反りが合わなかった。その妥協として考えられたのが、“普通科”とか“普通教育”である。この時期、教育界の流行語になった。小学校なみの読み書きを教えるということである。士族たちはみずからつくった私立中学校に普通科を附設して小学校教育も営んだ。しかしそれには巧妙なトリックが^{かく}隠されていた。政府は小学校義務教育を推進するため、小学校については助成金を出していた。岡山県の中学附設普通科はそのためのもので^{けいがん}慧眼の文部官僚に見破られている。また中学校の経費も士族だけではまかなえず在地の庄屋層に集金を頼むが庄屋(町村役人)との間にも溝ができる。新時代の中学校をつくるには士族だけでは無理があった。

岡山県の活性化に働いたのは士族だけではなかった。産業についてみよう。岡山県の南端を東西に広がる岡山平野は関東平野、濃尾平野に次ぐ広野で中国山脈から流れる吉井川、旭川、高梁川による人が住み易い沖積平野である。よって古代・吉備の国に人々が^{つど}集い水稻耕作が盛んになって文化が進み、大和の国と対峙した。北方の山地では製鉄がはじまり南方の瀬戸内海沿岸で製塩が進み、やがて米のほかに^{すき}麦野菜や製鉄品も刀剣、火箸、鼎等、生活必需品が多くつくられた。中世には魚座、鋳物座などの市座が繁盛し、海運をつかって中国や朝鮮との貿易にまで進んだ。近世になると銅も発掘されて鉄山師、銅山師と呼ばれる事業家が現われ豊富な資金を持つ大地主になった。また山地の平坦部は牛の放牧に適し、田畑での^{すき}犁の普及とともに牛の需要が高まり酪農家が現れた。また海岸近くの塩田も大規模になり富裕層が増大した。

このように生産・流通・商業活動をするには経済的な知識が必要となるが、彼らはそれを武士と机を並べて学んだ。私立中学校の前身や起源が藩主発案の郷学校であったことは前述したが、この地域の郷学校はまさに士庶共学の学習場であった。彼らの精神生活をざっとみよう。吉備国に新仏教を伝えたのは時宗

の開祖一遍である。次いで日蓮宗が備前から備中に広まり、さらに臨濟・曹洞の寺院が広まった。京都の貴族たちの真似もうて だんなをして熊野詣も檀那こんびらもうと呼ばれる信者グループで行われた。備前の西大寺は真言宗で南都のそれに連なるものであるが五穀豊穰・商売繁盛が祈願された。近世になると航海の神、讃岐の金毘羅詣こんびらもうで盛んになった。近世には日蓮宗の一派で不受不施派が勢力を伸ばし、他派を排斥するので岡山藩主・池田光政がこれを弾圧したことがある。一方、備前には黒住教とか備中には金光教という新興宗教も現れた。要するに吉備の人・岡山県人は農作であろうが工作であろうが、商売であろうが、常に新しさを求めて発明発見し、古式をくつがえして新鮮さを求めるのである。このような岡山県人を頭に置いて近代の中学校、女学校の増加状況をみよう。まず中学校をみると大正末年までに県立8校、私立5校が設置された。岡山市内に2校、明治後半期に津山町、高梁町、矢掛町にさらに児島郡、和気郡にまで普及し、大正10年には真庭郡勝山町にまで県立中学校が行きわたった。また私立中学校5校はすべて明治後半期に岡山市内に関西中学校(津田教育財団)、御津郡金川町に金川中学校(財団法人)、浅口郡三和村に金光中学校、後月郡西江原村に興譲館中学校(財団法人)、上道郡宇野村に中学岡山巒ぐあい(財団法人)という具合にできた(『大正15年・全国公立私立中学校二関スル諸調査・文部省普通学務局』による)。

次に高等女学校、実科高女についてみよう。明治33年、岡山市に県立岡山高等女学校が設置されたのを皮切りに、津山町、高梁町に県立高女が設置され、以後、大正末年までに町村立12校、町村組合立11校の計26校の公立高等女学校が岡山県内に張り巡らされた。これに対し私立高女は岡山市内に4校と県南西の浅口郡に1校できただけである。実科高女に至っては町立2、組合立1、私立4の計7校で久米郡、小田郡など辺鄙な地にあった。他県に比べて中学校の盛大さに対し女子教育の勢力は見劣りがする。しかし小学校の就学率は男女とも上位につくものであった。このように近代初頭、明治大正期の岡山県は数多あまたな中小藩の士族群や農工商に実力実績のある庄屋層と文部省の指示のもと

明晰な教育方針を示す県学務課の面々が独自の方針を持ちつつ妥協や譲歩をくり返しながら近代学校制度をつくり上げてきたのである。

第一次岡山県、北条県、小田県の三県時代から各県それぞれに師範学校・女子師範学校をつくったり、廃止したりの曲折があるがそれらは省略して明治19年の「師範学校令」公布以後、昭和初年あたりまでの岡山県女子師範学校の動向をみよう。明治18年に岡山県は師範学校と中学校を合併した岡山学校をつくったが、「師範学校令」が公布されると中学校を分離して岡山尋常師範学校とし、20年、女子部を置いたが28年、廃止した。明治35年、恐らく小学校女児就学が上向きになったためであろう。岡山市の県立岡山高等女学校内に岡山県女子師範学校が設置された。総工費3万8000円餘をかけた新校舎は普通教室3棟、玄関、音楽教室、生徒控所、寄宿舍、食堂、倉庫各1棟、附属建物8棟を備えた大建築であった。同年、最初の入学試験をしたが募集人員一学年30名のところ、志願者153名であった授業科目は修身・国語・漢文・歴史・地理・数学・理科・家事・習字・図画・音楽・体操で修業年限3ヶ年であった。最初の校長は富津亀三郎、教師は専任教師の外、同居の県立岡山高女の教員が兼務で授業した。明治44年、同居していた県立岡山高女と分離して旧藩時代の関谷鬘跡地に校舎を新築し移転した。これを機に岡山県は明治40年の「師範学校規程」に準拠した新しい小学校教員像を目指して女子師範学校を営む。それは一部二部制と言われるもので、高等小学校から進学する生徒を予備科本科含めて4年修学、高等女学校から進学する生徒は1年または2年の修学で将来、二部生を本体にするというものである。〔表1〕は大正年間及び昭和4年までの岡山女子師範学校一部生、二部生別、入学者と志願者数を現したものである。大正4年から3年間、一部生の入学を止めたのは、この時期、女子師範廃止の与論があがったためとされているが根拠が薄い。大正末年から昭和初年にかけて女子師範進学の志望者が急増していることがわかる。なお、岡山女子師範に限らず女子師範一般に言えることだが大正期から欧米流のスポーツが盛んになり、

各種スポーツ選手が出現し、また修学旅行として朝鮮満州旅行が行われたことを指摘しておこう。

〔表1〕 大正・昭和初期 岡山県女子師範学校入学者数

年度	第一部		第二部	
	志願者	入学者	志願者	入学者
大正 2	37	9	70	30
3	69	35	56	29
4	0	0	61	34
5	0	0	63	27
6	0	0	75	18
7	181	40	66	32
8	143	40	77	40
9	125	40	60	32
10	178	40	136	75
11	213	43	141	60
12	216	40	208	77
13	491	79	260	77
14	106	78	261	79
15	199	75	126	38
昭和 2	166	80	121	41
3	201	80	149	40
4	232	77	166	38

新福祐子『女子師範学校の全容』p799 より引用

明治維新を迎えた時、伊予国には松山、宇和島、大州、今治、西条、吉田、小松、新谷の8藩があり、讃岐国には高松、丸亀、多渡津の3藩があった。廃藩置県に際し、各藩は多度津を除き、そのまま新県になったが、まもなく伊予の中東部は石鉄いしづち県に、南部は神山こうやま県になり、明治6年、石鉄・神山両県を合わせて第一次愛媛県が誕生した。一方、讃岐国は第一次香川県→名東県→第二次香川県をへて明治9年、愛媛県に併合され、ここに伊予讃岐二国の第二次愛媛県が成立した。21年、讃岐は念願の独立を果たし、現在の香川県・愛媛県になる。香川県を廃し、愛媛県に合併した明治9年、県は松山、高松、宇和島の三ヶ所に公立変則中学校を設置した。松山は久松15万石の高松は松平12万石の、宇和島は伊達10万石の城下町である。以後15年までに飯山、亀山、西条、越智おち、共済の5中学校を設置したが、亀山中学校以外はすべて旧城下町で士族の子弟のための学校であった。しかるにこれら学校の経費は民有準備金でまかなわれていたのである。当然ながら庶民の不満はつる。

ここで庶民の力の源泉である伊予・讃岐の産業を一瞥して置こう。農業はさて置き、地の利、温暖の気候を受けてこの地方には近世さまざまな産業が興った。まず製紙業があげられる。宇和島藩領山間郡に特産の楮べつと檀はぜがあり、これを利用して製造したのが仙貨紙せんかしで良質厚紙なので広く帳簿、経文、合羽、包み紙等に用いられた。宇和島藩は仙貨紙の生産販売を独占し、その生産者を優遇した。これに倣って大州藩の半紙、西条藩の奉書などが繁盛した。各藩もみなこれに倣い在地の庄屋層けったくと結託して事業を起こし利益を独占した。大洲藩領・宇和島藩領の木蠟もくろう、同じく鯛縛網漁、いわし網漁、松山藩、今治藩領の製塩業、松山藩の製瓦業、伊予結城、伊予緋、伊予木綿ゆきき かすり もめんの名で呼ばれた今治・松山藩域で生産された織物等みな藩と庄屋層の共同経営で在地の労働力を結集しての大企業になった。これらの産物は瀬戸内海の舟運で各地に運ばれるが、とりわけ商都大坂に直行したものは大利益につながった。別子銅山の如きは当初から天領うけおい(幕府直轄地)だったから、いきなり大坂の銅商住友(当時は泉屋)の稼業請負ではじまり大をなした。

このように伊予国→愛媛県は藩と庄屋層が結託して産業をもり立て利益を得た。廃藩置県後も両者の関係はしばらくよかったが、いわゆる三新法後、県会が開かれ、地方税がゆきわたると県会を牛耳る庄屋層の議員たちの発言、意見が強くなり、相対的に士族の活動は鈍くなったのである。これに加えて20世紀初頭に起こった日露戦争は日本人が始めて経験した総力戦で戦は武士が兵士がするものという常識をくつがえした。戦場で戦うのは軍人兵士だけでなく戦場に食糧武器弾薬を輸送する者、国内の工場でそれらの必需品を作る者等、まさに総力戦の観を呈した。殊に従軍看護婦の登場には肝を潰したであろう。女性までが戦場に出征するこの近代総力戦を…。この時期、教育界では良妻賢母論が白熱していたが、そのような空論をよそに女性の社会進出は決定的になったのである。こうして明治末年から女性の社会進出の一環として高等女学校への進学が顕著になった。愛媛県の場合でみよう。

明治34年創立の県立松山高等女学校を筆頭に松山城北高女・今治高女・宇和島高女・大洲高女・西條高女・周桑高女・宇摩高女・八幡瀬高女・東宇和高女の県立10高女が愛媛県の主要都市に響を並べ、さらに済美高女(社団法人・松山市)・山下高女(財団法人・北宇和郡吉田町)・第二山下高女(財団法人・西宇和郡吉田町)・今治精華高女(中野賢照外5名・今治市)の私立4高女が大正末年までにできた。実科高女は新居浜郡新居浜町立新居浜実科高女と今治市の私立今治実科(校主・玉井高助)・松山市の私立崇徳実科(校主・伊藤善行)の3校のみである。他府県と同じく高等女学校に昇格する前身として前述の高女も多く実科であったが、大正15年時点では多くが高等女学校に昇格していたのである。このように大正末年に中等教育を志した階層はもはや士族平民の意識なく実際生活の必要上進学する風潮に変わってきたと言えよう。こうした変化を踏まえた上で、愛媛県女子師範学校の動向をみよう。

愛媛県の師範学校は讃予時代からあるが、その変遷が複雑だから明治21年、愛媛県が現地域に定着した時期から記せば県庁所在地の松山に愛媛県尋常師範学校と女子部ができていた。43年、この女子部が女子師範学校に昇格し、

温泉郡三津浜町に校舎を新築して移転した。入学希望者は県内郡市長の推挙で学校長が選定した。女子師範への志願者が増加した時期を大正期から昭和4年までと仮定して〔表2〕をみると大正9年からの10年間が安定して増加したといえよう（空欄や0記号は原資料の欠損か）。

〔表2〕 大正・昭和初期 愛媛県女子師範学校入学者数

年度	第一部		第二部	
	志願者	入学者	志願者	入学者
大正 2	91	40	23	19
3				
4	62	40	0	0
5	148	38	22	22
6	153	40	0	0
7	144	40	38	19
8	88	40	0	0
9	71	40	60	36
10	136	40	74	40
11	191	42	89	41
12	190	40	107	42
13	165	40	115	41
14	67	40	207	80
15	102	40	260	80
昭和 2	102	40	258	80
3	125	41	301	80
4	152	41	456	65

新福祐子『女子師範学校の全容』p879 より引用

修業年限は一部生4年、二部生2年で卒業後一部生は4ヶ年、二部生は2ヶ年の県内小学校奉職義務があるため、学費は無料で寄宿舎生活をするのに食費その他の費用に月額4円が支給され、大正8年には10円に増額された。授業科目は明治40年4月の「師範学校規程」29条(文部省令12号)に従って二部生の場合は修身・教育・国語及漢文・歴史・地理・数学・博物物理学及化学・裁縫・図画・手工・音楽・体操であった。大正期はいずれの女学校も課外の運動部や文化部の活動が盛んであったから愛媛県女子師範もダンス・テニス・水泳などの選手を輩出した。また東京方面や朝鮮・中国方面への修学旅行も行われた。産業の隆興によって愛媛県の景気はよくなるばかりで、それにつれて小学校女児就学率は急上昇した。県はこれに対応するため1,400円の補助金で、女教員の養成をはかった。これが私立愛媛教育協会附属教員養成所である。第1部・尋常小学校本科正教員養成。第2部尋常小学校准教員兼裁縫専科正教員養成(女子のみ)。第3部・尋常小学校准教員養成の3部からなり、修業年限は第1部は2年で第2第3部は1年、定員は各部100名。県立師範・女子師範学校教員の協力援助を得て愛媛県は教員不足の危機を乗り越えていったのである。

参考文献

新福裕子『女子師範の全容』

長坂金雄『全国学校沿革史』

ひろたまさき他『岡山県の教育史』

藤井学『岡山県の歴史』

神辺靖光『明治前期・中学校形成史・環瀬戸内海』

影山昇『愛媛県の教育史』

令和国民会議(令和臨調)による日本社会への未来像の提案

— 人口減少危機を直視し、変革の好機とし、新たな成長のデザインを —

たにもと おねお
谷本 宗生(大東文化大学)

6月下旬、令和国民会議(令和臨調)の部会が、「人口減少危機を直視せよ人が成長し、産業がかけ合わさり、地域がつながる」という、新たなビジョンを明確に問題提供する呼びかけ文を発表した。詳細な内容等は、次のとおりである。

https://www.reiwarincho.jp/news/2023/20230621_001.html

そこで本稿では、私(谷本)がこの令和臨調の問題提起を率直に読んでみて、興味深い!・・と感じたポイント箇所などを、ぜひ紹介してみたいと思う。

*** **

I はじめに

…国土の上に暮らす一人ひとりの個人が自由で心豊かに暮らせるために日本社会がどうあるべきか、日本の新たな社会像を議論し、理念となる哲学とその実現のための方策についての問題提起することを使命とする。混迷し、流動化する世界にあって、日本から世界に向けて新たなビジョンを提示していきたい。

II 危機意識の共有

日本社会が直面する最大の危機の一つは、人口減少である。…もはや少子化対策だけでは日本の急激な人口減少を食い止めきれないことも事実である。…私たちは今こそ人口減少という現実を正面から受け止めなければならない。…確認しておくべきなのは、人口の少なさ自体が問題ではないことである。…重要なのは、人口減少に対して、いかに社会が適応していくかである。…人口減少を徐々にやわらげ安定化させる工夫であり、人口が安定したあとの多様で、経済的にも精神的にも豊かな社会の姿を描くことである。社会の持続性と多様性を

高め、豊かな社会・風土・文化を継承できるよう、未来像の共有が不可欠である。…これからの担う将来世代と共に、新たな日本社会のビジョンを明確化すべきである。人口減少危機は、日本社会のあり方を大きく変革する好機でもある。

Ⅲ 新たなフューチャーデザイン

私たちはいかなる未来像を共有すべきか。…多様なライフスタイルや一人ひとり異なる幸せのあり方を積極的に認め、それを活かしていく必要がある。それぞれの個人や地域が自由に未来図を描いていくことが大切である。多様性を前提とした新たな生き方・働き方の文化創造こそが、これからの日本社会の駆動力とならなければならない。これからの日本の地域社会の未来像として、「人が成長し、産業がかけ合わり、地域がつながる」ことを提案したい。

第一は「人が成長する」である。…かつて人口増加が当然だった時代には、それぞれが自分の専門分野で努力すれば良いという意味で、求められたのは分業や専門化であった。これに対し、人口減少が進む今日、一人の個人が同時に複数の役割をはたすこと(マルチ・タスク)が期待される。多様な兼業・副業はもちろん、家庭や地域、社会活動を通じて、私たちは自らの能力を活かし、相互に支え合うことが可能である。…各人の資質や適性に応じて社会に参加し、社会に貢献することができる。多様な個人の社会参加を阻む既存の仕組みを取り除くことが必要であり、それによって、誰もが「社会起業家」として活躍できる、包摂型(インクルージョン)の社会を実現したい。このような包摂型の社会においてこそ、一人ひとりの個人が生涯にわたり成長していくことができる。そのためにも重要なのは教育のあり方の転換である。多様な背景を持つ個人が共に学び、相互に「気づき」の機会を提供し、刺激を与え合うことが大切である。日本社会をますます開かれたものとし、外国出身者を含め、世界の多様な地域から集まった人々が力を合わせ、互いに学び合うことができる環境を整備したい。さらに、幼少時から高等教育へ、そして生涯教育を通じて、地域の歴史や文化について学ぶ機会を充実させることが肝要である。

第二は「産業がかけ合わさる」である。地域発の産業を創出するにあたって、私たちはものづくりとサービス、ハードとソフト、大企業とスタートアップなどの垣根をはらい、業種なき産業構造を目指すべきである。従来の組織原理から人材、技術、資源を解放し、それらを社会的な価値に結びつける協働の仕組み（プラットフォーム）を構築したい。企業も社会も、共有か自前かの二者択一ではなく、「機能は共有しその上に個性を創る」という重層的な発想が必要である。ミッションを共有した人々が協働することで全員参加型の産業革命を実現したい。

第三は「地域がつながる」である。今後、それぞれの地域が自らの課題をすべて独力で解決することは、ますます難しくなっていく。人口減少下にある地域社会が自前主義にこだわれれば、課題解決は遠のくばかりだろう。これから重要になるのは、個人・組織・地域が固有性を維持しつつ、多様な関係性・重層的な網（ネット）で支え合う、課題解決のためのしなやかなネットワーク型社会である。官民の壁を超え、複数の地域が連携するネットワーク型社会において重要なのは、責任の分担とその所在の明確化である。…命令して人を動かすのではなく、目的を共有した人々が自由に協働することがネットワーク型社会の本質である。自らの強みと弱みを把握し、外部環境に応じて戦略を設定することで、人々が自由に自分の能力を多重的に発揮できること（キャパシティー・ビルディング）を目指したい。…地域をネットワークによって支え合うことで地域の持続可能性を高め、一人ひとりの住民がオーナーシップ（当事者意識）の感覚を持つ、環境との調和がとれたエコシステムを形成していくべきである。

IV 求められるパラダイムチェンジ

…「人が成長し、産業がかけ合わさり、地域がつながる」ことを目指すべきである。求められるパラダイムチェンジとしては、所有から利用へ、私有から公共性へ、分業からマルチ・タスクへ、標準化から多様性へ、経済至上主義から自然と文化の尊重へ、などを指摘することができる。…まず、人口減少への危機感を共有し、人口減少を正面から受け止め、必要となる社会の適応を検討することを訴

えたい。そして、一人ひとりの個人が自由に人生を選択し、自分が「本当に生きている」と実感できる包摂型の社会を発展させることを主張したい。デジタル化や脱炭素化が進むなか、人類は変化する環境において自らも変化していかなければならない。誰もが希望をもって未来に向かって挑戦できる社会を目指し、まだ答えのない人類的課題に向けて、日本からその一步を踏み出すべきである。

*** **

急激な人口減少化の傾向について、まず真摯にその危機意識を受け止めていることから始まる。その前提において、できる限り緩やかな人口減少への対応となるよう工夫をはかりながら、多様な背景を有する個人らが、地域において、それぞれお互いに学び刺激し合う、開かれた社会を目指すのだ・・という。その一環として、地域の歴史や文化を学ぶ機会を、生涯教育を通じて充実させていくことが強調されている点は、教育学的にみても魅力的であろう。そして、一人ひとりの個人が、自身の人生を自由に選択し、自らの持つ強みや弱みを多重に発揮しながら、自身がたしかに生きている・・と実感し得る、包摂型（インクルージョン）の社会を将来的に発展させていくと訴えている。この臨調提案は、たしかに理念やビジョンとしては、総じて誰もが賛同し得る内容であろう。ただカギとしては、やはり具体的な、その前向きな方策を進めるうえで、人材のあり様、生き様であろう。

大正時代の女子高等教育(58)

東京女子大学がめざすもの—卒業生の回想より

ながもと ゆうこ

長本 裕子(ニューズレター同人)

草創期の東京女子大学の様子を『創立十五年回想録』の卒業生大槻氏の回想から紹介しよう。

開校式の前日新生の私等は学校に呼ばれ、校舎らしくない仮校舎の一室に集まった。…年長の同級生がはたきや箒雑巾など掃除道具を皆に分配して、それぞれ掃除の箇所もきまった。入学式もすまない学生が、もう校舎の掃除である。皆もおかしくなったと見えて御互いに話し合って笑った。

入学式(大正7年4月30日)を明日に控えて新生たちが自らの手で校舎の掃除や開校式、式後のお茶の準備まで行ったという。全く初対面同志だったが、緊張もほぐれ、“自分達が学ぶ場所を自分達の手できれいにすることが何とも云えない喜びであった”“もう学校は入学式前に私共の家のような気分を与えた”というように、和やかなスタートをきいたのである。本来ならお客様扱いで歓迎されるはずの新生たちが、当日も大勢の来賓や父兄の間を緊張しながらも無我夢中でお給仕に歩き回ったという。来客が去った後、安井てつ学監から「ご苦労様でした」と心からねぎらいの言葉をかけられて、“もう昔から一緒に生活してきたような気分になった”と記している。草創期らしいほほえましいエピソードである。

5月末にクラス会が学長はじめほとんどの教員出席のもとに行われ、自己紹介や歌などで談笑した。“熱意ある真に自由な先生方の人格から流れ出る雰囲気私共の心を溶かした”という。安井学監の倫理の授業は、“先生はあまり本など用いず、日常起こってくる問題をとらえて話される”ので、お話は生きていた。女学校での倫理といえはお決まりの「賢母良妻」の話ばかり聞かされてきた生徒には驚きであった。英語の土居高知先生は語学にとどまらず、いつしか文学論に及んでいく。学生たちはわからないながらもいろいろと質問する。土居先生はどんな質問にも長い間真剣に考えて答えてくださった。いい加減な質問はできな

いと思った。新渡戸稲造学長は、雪が降る寒い日に、ストーブの設備のない教室で、火鉢にかがまりながら「ちょうど今日のような雪の降る日だ」などと言いながら、ホイッテイアーの「スノーバウンド」の一節を読んで講義した。国語の垣内^{かいと}松三先生は、生意気にも大学生気分になっている学生たちに、小学読本中の「冬景色」を印刷したものを配った。啞然とする学生たちに、文の解剖、時間的空間的にみでの主題の運びなどを明快に展開させ、作文することを教えた。以後作文することが楽しみになった。

自学自習がモットーで、1週間の中、日曜日以外にも研究日があった。地理の小田内通敏先生は講義のあと参考書や実地踏査の紹介があり、試験がないかわりに「都市問題」というような大問題について、学期末に論文を書かなければならなかった。当時学校の図書室は参考書も少なかったので、研究日や放課後は上野や日比谷の図書館を利用した。村落研究のために郊外を歩いたり、工場地帯の見学に江東方面を歩いたり、その他各方面に引き回してくれた。

体操の二階堂トクヨ先生は、それまでの女学校での長い袂をたすきでからめて、ほんの手の先だけの体操を許さなかった。“ついに我々も羞恥心を清算して、体操服を製ることになった。…庇髪を小さなセーラーの衿



運動会でのメイポール・ダンス
『東京女子大学の90年』より

から出し入れする困難も一通りではなかった。”と回想録にある。イギリス留学から帰国した二階堂は、東京女子高等師範学校時代の恩師であり、先輩でもある安井の依頼で、大学開校当初から体操を担当した。「セーラーの衿」とあるが、『東京女子大学の90年』の角笈での運動会メイポール・ダンスの服装を見ると、

二階堂がイギリスから持ち帰ったキングスフィールド・カレッジの体操服チューニックに似ている。ブラウスの上に上下連なったジャンバースカートを着ているように見受けられる。

“寺子屋のような仮校舎の学校に先生も生徒も一つの意義ある生活を築こうと、新しい意気にみちあふれていた。男子の先生方も女の生徒だからと手がげんなしに指導した。先生と生徒との間に隔たりがなく、人格と学問の融合する尊さを植え付けられた(大槻氏)”。草創期の、父のような新渡戸学長と母のような安井学監を中心に、家庭的な雰囲気の学園生活であった様子が伺える。

教育方針の一つに「常識の養成に資せんが為に広汎なる専門的科外講演を開く」とあり、1週間に1度講演会が実施された。講師を多く校外から求め、学生一般に聴かせるとともに、広く校外からも聴講者を募った。宣伝嫌いの学校であったが、世の中の好学の子女に企画を知らせるために、学期の初めにプログラムを諸新聞に広告した。夫人、令嬢、学生などが参集した。講演後は別室で講師を中心に茶話会を開き質問をした。新渡戸の「衣食住の沿革」に始まり、石原謙の「近代思想と基督教」まで2年間続けられた。中でも一番聴講者が多かったのは作家の有島武郎であった。ちょうど「白樺派」の最盛期であったこともあり、演壇の下の両側までに椅子を並べ、文字通り立錫の余地がない状態であった。有島は文学と芸術一般との関係、西洋芸術の傾向を歴史的に述べた。2回目は自作の「石にひしがれた雑草」「生れ出づる悩み」を材料として、文学は如何に味わうべきかをわかりやすく説いた。有島は新渡戸学長の札幌農学校教授時代の教え子である。余談だがこの数年後、軽井沢の別荘で女性記者波多野秋子と心中自殺を図り、世間を騒がせることになろうとは誰も予想しなかったであろう。こうして科外講演会は哲学、音楽、地理、歴史、衛生問題、法律問題、食糧問題、交通問題等あらゆる方面に渡った。

世情は第一次世界大戦後の不景気で、銀行の破産や米騒動などが起こり、不安定であった。貧富の差が広がり、女性たちにも教育格差が生じていた。女中や奉公人、工場労働者となった女性がいる一方で、中流家庭では女学校を卒業

したら、花嫁修業をして20歳前後で結婚することが一般的だった。そのような情勢の中で、教員養成でもなく、主婦としての技術を磨くのもなく、手に職をつけるためでもなく、ただ高い教養を身につけるため、専門的な実務に就くために女子大学に進学する女性を集めることは容易ではなかった。

そのため、開校年の11月、早くも学則を改正し、専修科と別科を廃止し、予科・本科・選科の3種類とした。本科の中の英文科を英文学科、国文科を国文学科と名称を改めた。英文学科予科にも数学を課することとした。英文学科・国文学科・人文科の学科目に「新聞学」、「司書学及び実習」の2科目を加え、実際の職業に結び付くものにした。

大正7年12月に「大学令」が公布され、8年3月「大学規定」が發布された。それにより私立大学も官公立の大学と同等に認められることとなったが、これは男子の大学を対象とするもので、女子の大学には認められなかった。しかし、近い将来女子にもこの規定が適用されることと期待して、女子の最高教育機関として内容の充実と程度の向上を図り、10年4月、学則の大幅な改正がなされた。従来の科を廃して、新たに修業年限3ケ年の高等学部と修業年限2ケ年の大学部(文学科・社会学科)、修業年限4ケ年の英語専攻部(予科1年・専攻部3年)を設けた。大学部は11年4月より、入学志望者数などの関係で社会学科と文学科の英文学科のみ開講された。入学者は各5名であった。哲学科は大正13年、井荻新校舎への移転とともに開校される。

新たに設けられた大学部の社会学科は、従来の実務科を再編成し、広く社会的な学問の理論を学ぶとともに、社会事業に従事する者の実践的要請に応える特色ある学科である。社会学科の必修課程を次に示そう。数字は単位で、1学年毎週2時間を1単位とする。

倫理学1、特殊心理学2、社会学2、社会問題2、経済学3、法学3、宗教学1、統計学1、社会衛生学1、教育学1、聖書研究、英語

備考

一、聖書研究は毎週一回一般学生に対して之を課す

一、将来社会事業に従事せんとする者は、全学科を学修し尚本科卒業後少くとも一ケ年間左の事項を研究実習するものとす

一、社会教化事業

A、図書館、B、児童遊園、C、倶楽部、D、少年団、少女団、E、博物館、F、セツルメント、G、民衆娯楽、H、日曜学校

二、児童保護

A、胎児保護、B、乳児保護……託児所、C、少年職業紹介、D、少年労働者保護

三、防貧、救済

A、職業紹介、B、生活改善

四、労働者保護

A、労働者保険、B、労働者教化

五、看護、料理、遊戯、音楽、談話の実習

六、社会事業の見学及実習

このように将来社会事業に従事しようとする者は、卒業後少なくとも一ケ年間、上記の事項を研究実習することとなっていた。新渡戸学長の“己を犠牲にしても国のため、社会のため、人道のため、一家のために貢献する精神を養いたい”という教育方針を示す学科といえよう。

参考文献

『創立十五年回想録』

『東京女子大学五十年史』

『東京女子大学の90年』

『東京女子大学100年史』〔本編〕〔資料編〕

『二階堂学園六十年誌』

新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究に関する覚書(27):

『鳥取県公報』にみる鳥取県立高等学校の専攻科(1)

よしの たけひろ

吉野 剛弘(埼玉学園大学)

今号からは、『鳥取県公報』(以下、『公報』)に掲載された専攻科に関する規則類を検討する。

『公報』は現在も刊行されているが、専攻科ということに限定すれば、すべてが閉鎖される2012(平成24)年までを検討すればよいことになる。「とっとりデジタルコレクション」では、2000(平成12)年10月12日までに刊行された『公報』について、キーワードをもとに記事を検索し、PDFファイルを開覧することが可能である。そこで、調査の第一段階として、「とっとりデジタルコレクション」で検索可能な範囲で調査をし、その後にデジタルコレクションに収録されていない時期のものへと調査を進めていくことにする。

『公報』には、条例や規則、告示などさまざまな情報が掲載される。「とっとりデジタルコレクション」から明らかになる専攻科に関する情報および件数は、以下の通りである。

- ・鳥取県立学校管理規則(昭和32年制定) 73件
- ・鳥取県立高等学校学則(昭和31年制定) 38件
- ・県立学校授業料徴収条例(昭和22年制定) 17件
- ・専攻科生徒募集要項 14件
- ・専攻科入学者選抜実施要領 40件

生徒募集要項と入学者選抜実施要領は、境水産高等学校の専攻科を含むと

はいえ、専攻科だけのためのものである。一方、他の 3 つは専攻科に関わらないものも含んでいる。むしろ、ほとんど関係ないというのが実態である。紙幅の関係もあり、今号では専攻科生徒募集要項と入学者選抜実施要領の概要に触れておく。

生徒募集要項の 14 件のうち、境水産高等学校の募集要項が 5 件あるので、普通科の専攻科のものは 9 件である。入学者選抜実施要領の 40 件の方は、境水産高等学校の実施要領が 11 件なので、普通科の専攻科のものは 29 件である。両者をまとめた一覧は、本稿末尾の表の通りである。

一覧で単に「生徒募集要項」とあるのは、境水産高等学校の専攻科ができる前のことなので、すべて普通科の専攻科に関するものと考えてよい。一方の「入学者選抜実施要領」とだけある年度については、すべて境水産高等学校の実施要領が 9 月に別立てて出されている年度なので、この一覧にあるものはすべて普通科の専攻科に関するものである。この一覧にないのは、1963(昭和 38)年度と 1970(昭和 45)年度から 1972(昭和 47)年度のものだが、理由は不明である。

No.33 に一部改正というのがあるが、No.32 の実施要領の語句の修正(「氏名」とあるのを「受験番号」に改める)なので、実質的には 28 件ということになる。

次号では、生徒募集要項と入学者選抜実施要領の内容を検討していくことにする。

(付記) 本研究は科学研究費補助金(20K02435)の助成を受けたものである。

No.	件名	年号年月日	公報号数	種別	例規 番号
1	昭和三十四年度鳥取県立高等学校専攻科生徒募集要項	昭和34/03/31	3008	教育委員会告示	14
2	昭和三十五年度鳥取県立高等学校専攻科生徒募集要項	昭和35/04/01	3110	教育委員会告示	14
3	昭和三十六年度鳥取県立高等学校専攻科生徒募集要項	昭和36/03/31	3211	教育委員会告示	24
4	昭和三十七年度鳥取県立高等学校専攻科生徒募集要項	昭和37/04/03	3313	教育委員会告示	12
5	昭和三十九年度鳥取県立高等学校専攻科生徒募集要項(鳥取東高等学校・倉吉東高等学校・米子東高等学校)	昭和39/03/06	3510	教育委員会告示	12
6	昭和四十年年度鳥取県立高等学校専攻科生徒募集要項(鳥取東高等学校・倉吉東高等学校・米子東高等学校)	昭和40/03/09	3612	教育委員会告示	7
7	昭和四十二年度鳥取県立高等学校専攻科生徒募集要項(鳥取東高等学校・倉吉東高等学校・米子東高等学校)	昭和42/03/22	3818	教育委員会告示	8
8	昭和四十三年度鳥取県立高等学校専攻科生徒募集要項(鳥取東高等学校・倉吉東高等学校・米子東高等学校)	昭和43/03/29	3922	教育委員会告示	6
9	昭和四十四年度鳥取県立高等学校専攻科生徒募集要項(鳥取東高等学校・倉吉東高等学校・米子東高等学校)	昭和44/03/31	号外22	教育委員会告示	5
10	昭和48年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要綱	昭和48/03/30	号外17	教育委員会告示	7
11	昭和三十九年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和49/03/05	4524	教育委員会告示	3
12	鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和50/02/21	4622	教育委員会告示	3
13	鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和51/03/05	4727	教育委員会告示	4
14	鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和52/03/04	4828	教育委員会告示	3
15	鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和53/02/28	4928	教育委員会告示	3
16	鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和54/02/09	5024	教育委員会告示	2
17	鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和55/02/15	5128	教育委員会告示	3

No.	件名	年号年月日	公報号数	種別	例規 番号
18	昭和五十六年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和56/02/17	5230	教育委員会告示	4
19	昭和五十七年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和57/03/02	5335	教育委員会告示	4
20	昭和五十八年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要領	昭和58/02/22	5434	教育委員会告示	3
21	鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和59/02/21	5535	教育委員会告示	3
22	鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要綱	昭和60/02/22	5638	教育委員会告示	3
23	鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和61/02/25	5740	教育委員会告示	3
24	鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和62/01/23	5832	教育委員会告示	4
25	鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和63/01/26	5934	教育委員会告示	2
26	昭和六十四年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	昭和63/12/02	号外69	教育委員会告示	22
27	平成二年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	平成01/12/08	号外76	教育委員会告示	22
28	平成三年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜要領	平成02/12/06	号外90	教育委員会告示	23
29	平成四年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜要領	平成03/12/03	号外90	教育委員会告示	26
30	平成五年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜要領	平成04/12/08	号外82	教育委員会告示	20
31	平成六年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	平成05/11/19	6526	教育委員会告示	22
32	平成七年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	平成06/12/06	6631	教育委員会告示	29
33	平成七年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項の一部改正	平成07/03/17	6657	教育委員会告示	5
34	平成八年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	平成07/12/26	6738	教育委員会告示	33
35	平成九年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	平成08/12/24	号外76	教育委員会告示	26
36	平成十年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	平成09/12/02	号外60	教育委員会告示	24
37	平成十一年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	平成10/12/01	号外62	教育委員会告示	28
38	平成十二年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項	平成11/11/30	7135	教育委員会告示	24

体験的文献紹介(52)

— 内務卿・大久保利通の活動と教育史を明治10年で区切ること —

かんべ やすみつ

神辺 靖光(ニューズレター同人)

明治3年2月、維新政府は「大学規則」と「中小学規則」を公示して 小学→中学→大学 という進学体系を示した。各学校の学習内容や修学年限・就学年齢などは雑駁ざっぽくなものであるが大学は「輦轂れんこくノ下もと」(天皇のひざもと即ち首都東京)に一ヶ所設け、中学と小学は各府藩県ニ置クもと、というこのくだりは今後の中学の設置たしに確かな方針を示している。即ち大学は首府東京に設置して政府直轄(太政官立)とするが、中学と小学は各府藩県が設置するものとするという後の官立大学と中学校・小学校の地方自治体設置責任の方針を暗示しているのである。明治2年7月、漸くようや戊辰戦争を終結させた維新政府は太政官の組織を民部・大蔵・兵部・刑部・宮内・外務・工部の7省に整えた。地方の民衆(国民)に直接、関わるのは民部省であるが、その長官・民部卿松平慶永(前越前藩主)は活動しない。この当時、民衆と最も関わりを持って活動したのは大蔵大輔の大隈重信であった。これでは困るので廃藩置県を断行した4年7月、内務省、陸軍省、海軍省、文部省、農商務省、教部省を新設して新情勢に備えた。各省の長官・卿は直ちに決ったが、最重要の内務卿はなかなか決まらず明治6年11月に漸く大久保利通に決った。

内務卿・大久保利通は抱負ほうふを抱いて登場した。彼が欧米視察で感銘を受けたのは各国の盛んな民間産業であった。これぞ富国の途と考えた大久保は、これまでの官営産業を民間産業に改めようと方針を定めた。当時は農業を基盤とした織物などの地場産業である。その効果をあげるには在地の豪農豪商らの協力を得なければならない。そしてその名望家を動かして県民に働く場を与えるよう仕向けるのが県令以下県幹部の任務である。これまでの県令は封建社会から県民を転換させることに意を払ってきた。これからは土地の事情を知り、新しい興業を理解し、それを成就できる県令でなければならない。

次に彼が感銘を受けたのは欧米の警察制度である。欧米では都鄙を問わず至る処にポリスが居て治安をまもっているが、日本は明治4年の県治条例で微力な邏卒^{らそつ}が置かれただけである。県民一揆が頻発する今、政府の意向を受けて素早く動ける警察制度が必要であった。軍隊のような大人数は必要ない。移動のための道路交通網も、情報交換のための電信網も目下作りつつある。才智あり機敏な警察官を要所に配置しなければならない。かくして内務省に警保寮、府警に警部、府県内警察区^{とんしよ}に屯所(後の警察署)を置き、警視・警部・巡査という官職も決めた。府県を単位にこのような警察制度を張り巡らせたのである。警部は法規法令に精通せねばならぬが、同時に世情に敏感で政府の意向を素早く受け止める才覚がなければならぬ。巡査もかつての目明し捕亡方^{めあか ほぼうかた}が変じた邏卒^{らそつ}のような無頼漢^{ぶらいかん}上りでは困る。知識階層から求めたい。大久保内務卿は配下に当たる県令・権令及び県の幹部らを識るのに努めた。各地の情報を知るためにしばしば地方長官会議を開いた。そこでの議論から慧眼の大久保は県令・権令^{けいがん}らの知識・教養・人柄等を読みとったのであろう。この時期、県令・権令^{ちゅうちよく}の黜陟が多い。話が横道に逸れるが、当時、政府や府県に官僚になるのはすべて推せ^{しさい}んであった。大久保内務卿の時期も変りないが、子細に見れば出身母体に変化が見られる。それは関西・薩長土肥のいわゆる討幕諸藩出身者から北陸・東海以北の佐幕諸藩を含む全国から人材を引き抜こうとするように梶を切ったと感じられるのである。とは言え推せんは推せん。知識・才能は計れない。それでいっそ筆記試験で官僚としての知識・才能を計ろうとしたのが初代総理大臣・伊藤博文によって創設された帝国大学・法科大学の創立ということになるのである。

大久保内務卿にとって勤業と警察と並んでどうしても各県に設けなくてはならないのは学務課であった。「学制」は明治5年、公布と同時に動き出したから大久保はその推移を充分に知っていた。「学制」は学校の設置運営を大中小の学区制にとっている。全国を区画して8大学区とし、1大学区を32中学区、さらに1中学区を210に細分して全国に総計5^万3,760の小学区をつくり、各学区にそ

それぞれ大学、中学、小学をつくるという壮大な計画である。8大学区は以下のよう
に示された。

第1大学区・東京府以下13県。第2大学区・愛知県以下6県。第3大学区・石
川県以下5県。第4大学区・大阪府以下1府11県。第5大学区・広島県以下8県。
第6大学区・長崎県以下10県。第7大学区・新潟県以下6県。第8大学区・青森
県以下6県というものである。筆頭にあげた府県に大学区本部が置かれること
になっているが、東京府以外に本部は置かれなかった。そして中学区と小学区は
府知事県令が区画することになっている。つまり大学区と中学区の間^すに府県が
介在し学事教育を一般行政擦り合わせるようになっているのである。さらに中学
区には10名~13名の学区取締^{とりしまり}がおかれて一人の学区取締が20~30の小学
区を受け持ち、その地域にできる小学校を監督するという仕組みである。この学
区制によってはじめて国民全部の子弟を残らず就学させられると言うのだが人
口統計すら完成しないこの時期にそれが可能であろうか。

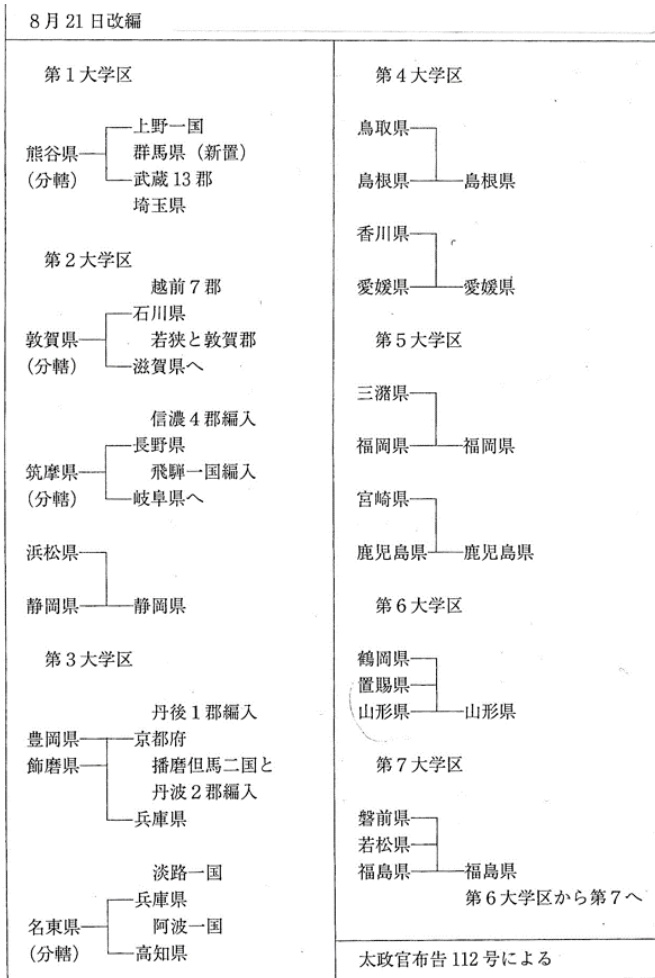
この時期、府県の下部組織である町村は大変革のさ中^すにあった。明治4年4
月、「戸籍法」が公布された。明治5年から施行されたので^{じんしん}壬申戸籍と通称され
たものである。徴兵令と義務教育に備えるためのものでもあったが、これは旧来
の身分による戸籍を一擲^{てき}し、居住地によって戸籍を改変しようとする四民平等の
精神によったものである。戸籍編成上の区画として町村とは別の大区小区がつ
くられ、戸籍取扱者として戸長・副戸長ができて旧来の^{かわ}庄屋名主に替るものにな
った（実際は庄屋名主が横するものが多くあったらしい）。そして5年10月の「大
蔵省布達」で区長・副区長と改称。民費から給料が支払われる地方行政官にな
った。大区小区はこれによって動き出した。

このように地方行政の末端から新体制に変わろうとしているのに地方行政の根幹とも言える府県が廃藩置県の時のままでよいというわけにはゆかない。むしろ廃藩置県直後から府県の統廃合は毎年、行われてきた。しかしそれは小規模なものにならざるを得なかった。前述した如く各県は多くの飛地を抱え込んでいたので政府は各県を地続きにすべく飛地をまず取り払った。次いで年貢の収穫を均一にすべく画策したが旧大藩の領地を県域とする県の分割は難儀であった。明治9年4月と8月に断行した県統廃合は徹底したものである。太政官布告とし

表1 明治9年4月（第一次）府県統廃合

4月18日改編	
<p>第2大学区</p> <p>足柄県 — 相模一國は 神奈川縣へ</p> <p>静岡縣 — 静岡縣</p> <p>新川縣 — 石川縣</p> <p>度會縣 — 三重縣</p> <p>第3大学区</p> <p>奈良縣 — 堺縣</p> <p>第4大学区</p> <p>北條縣 — 備後は広島縣へ</p> <p>岡山縣 — 岡山縣</p> <p>浜田縣 — 島根縣</p>	<p>第5大学区</p> <p>佐賀縣 — 三潯縣</p> <p>小倉縣 — 福岡縣</p> <p>第6大学区</p> <p>相川縣 — 新潟縣</p> <p>第7大学区</p> <p>磐井縣 — 陸中は岩手縣へ</p> <p>宮城縣 — 宮城縣</p>
太政官布告53号による。	

表2 明治9年8月(第二次)府県統廃合



て行われたが、内務卿大久保利通によって断行されたことは間違いない。大久保の狙いの第一は^{ねら}領域、人口の均等化であった。当時はまだ農業国であるから土地面積と人口の割合は等しい。よって近隣2県を合わせて新県をつくった。これが第一次統廃合である。関東地方を除く全県にわたっている。第2次統廃合は第4、第5、第6、第7大学区のように人口過疎地方は県の統廃合をはかっている

るが、第1、第2、第3大学区のように大都市を含む人口過密の県は分割している。府県の適正規模をつくる県統廃合であった。

府県の統廃合をすすめる^{かわ}傍ら大久保は府県行政の組織を整えた。廃藩置県直後、内務省の任務は府県からの徴税だったので府県は庶務課、租税化、出納課の事務をするだけであったが、府県統廃合の断行を決意した明治8年11月、府県条例を発して各府県の事務組織を次のように変えた。

第一課・庶務、第二課・勸業、第三課・租税

第四課・警保、第五課・学務、第六課・出納

勸業と警保と学務は大久保内務卿が改革実施せねばならぬと考え信じたことで実行されたのである。

以上の改革で「学制」がつくった学区制は不用になった。よって大中小の学区制を全廃し、新たに「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」をつくった。しかしこの三新法の制定(明治11年7月22日)を見る2ヶ月前の5月14日、大久保内務卿は東京紀尾井町清水谷で暴漢に襲われ殺害されたのである。

大久保殺害一年前の明治10年、政府は学制体制を終焉もしくは転換させるべく手を打っている。東京開成学校と東京医学校を合併して法理文医の4学部を持つ東京大学を創設したり、東京英語学校を改編して大学予備門をつくったり、地方の官立英語学校を府県立中学校に直したり、大阪・長崎・宮城の官立師範学校を廃止したり、明らかに「学制」体制を終焉させる方策に思える。これまでの教育史は、これを西南戦争による財政逼迫^{ひっばく}と説明してきた。しかし私は納得できなかった。この一連の廃止転換は学制体制を終わらせ、新体制へ転換させる^{よちよう}予兆ではないのか。それは当時、政権一の有力者・大久保内務卿の施策を見ればわかるのである。

大久保内務卿は殺害されるその日、早朝6時に訪問を受けた福島県権令^{やまよしものり}・山吉盛典に次のように語ったと言う。³明治元年から10年までは創業の第1期で自分は頑張った。11年から20年までの10年は民産の第2期で、自分は内務卿として士族授産の開墾や水運などの交通網整備で民産をあげる。しかしその

後21年以後のことは後進が継いでくれるだろうと言うものである。と。明治維新新政権の内政の第一人者・大久保利通は内政第1期の区切りを明治10年とみているのである。そうだ私(神辺)の教育史の区切りも明治10年に見よう。研究・叙述し易くなるのではないか、と思った。

参考文献

勝田政治『政事家・大久保利通—近代日本の設計者』

東京帝国大学文学部史料編纂所『明治史要』(昭和8年9月刊)

…本書は慶応3年10月の大政奉還に始まり明治18年まで太政官修史局→修史館によって書き継がれた記録で、引用は『太政官日誌』『太政類典』である。本稿で用いたのは昭和41年11月の東京大学史料編纂所復刻版である。当時の太政官所属の高級官僚・内務省所属の府知事・県令・権令等の行動・思想等がよくわかる。

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項(2015年6月15日現在)

1. (目的) 広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
2. (記事のテーマ) 記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
3. (刊行頻度・期間) 研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は継続します。
4. (編集委員会・編集世話人) 発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
5. (執筆者) 執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
6. (記事の責任) 記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の出典を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごくまれに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
7. (記事の種類・分量) 記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
8. 毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
9. ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
10. ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度は、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
11. 以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

短評・文献紹介

6月下旬の朝、所用もあって東京・文京区に集っていた、富岡さん(近畿大)と金澤さん(長野県立大)と私・谷本で、多少ながら時間があつたので、茗荷谷や本郷の周辺を散策しました。それ自体はなかなか有意義な時間でしたが、後になって、教育史に精通する富岡さん・金澤さんには、小石川の同人社や称好塾の跡地もみてもらったら・・と不覚でした。それに気付かず、両名には申しわけありませんでした。中村正直の同人社や杉浦重剛の称好塾は、明治期の私塾のなかでも、やはり重要視されるべき存在といえるでしょう。教育史家として、なんとも私はまだまだで、この失態はお恥ずかしい限りです。忠犬のハチ! の話題で、少し浮かれていたのかもしれませんがね。(谷本)

新聞記事を切り抜いて電車で読んでいるうちに、「LGBT教育規制 強まる米国」と題した記事(『朝日新聞』2023年6月18日、1面~2面)が非常に気になった。

<https://digital.asahi.com/articles/DA3S15665066.html>

記事によると、フロリダ州では2022年に、年齢にふさわしくないといみなされるLGBT教育を禁じる法律(「教育における親の権利法」)が制定され、法律違反と認定された教員は教員資格を失う可能性も出ているという。

この州法に関連して、以下のような出来事があったという。フロリダ州のある小学校教師は、生態系の理解に関する授業でディズニー映画を見せた。その映画には、主役級の少年がゲイで、男の子に恋心を描く描写があった。このことをもって、ある保護者から「学校で見せるには不適切ではないか」との声が寄せられた。児童や保護者の多くはこの映画を問題視しなかったが、州政府が調査に動き、米CNNなどの全米メディアでも報じられた。そしてその影響で、この教師は住所をネット上にさらされ、自宅に脅迫電話を受け、100通以上の匿名の攻撃的内容のメールが届いたという。

州政府の調査結果は記事に記載されていなかったが、調査が始まっただけで上記のような個人攻撃が誘発されたことになる。また州内の学校図書室では、この法律に抵触する書籍がないか点検する作業も進められているという。

この法律の制定は、来年の米国大統領選挙に立候補を決めたフロリダ州のデサンティス知事の実績として掲げられているという。また、同様の法律をつくる動きが、「子どもを不適切な教材から守るため」という理屈で他の州にも広がりつつあるという。

世界の人権や民主主義にとって大きなマイナスであるとともに、日本でも同様の動きが出てこないか心配だ。一人の研究者として、市民として何ができるか、改めて考えたい。

(富岡)

会員消息

6月中旬、都内の高円寺にて、神辺先生や富岡さん、小宮山さんらNL同人有志を交えて、私自身にとっても、自分の教育史の系譜などについて、いろいろ考える貴重な機会がありました。なお私は、大学学部生時代は、西欧教育史(思想史)を長尾十三三さんから、イギリス教育史を菅野芳彦さんから、日本教育史を齋藤太郎さんから学びました。大学院生時代には、中国教育史を林友春さんから、西欧教育史(思想史)を村井実さんから、アメリカ教育史を小野次男さんから、日本教育史を佐藤秀夫さんらから相応に学びました。

後年、時間が経ってからあらためて、教育史というものを、いったいどの先生から私は学び、そのことがどんな意味をもっているか・を感じ始めました。今や、私が大学生らに教育史を講義する立場となり、自身の学生時代を少し懐かしく思うこともありつつ、教育史のポイントをきちんと現代の学生らにも講義しなければならないと確認しています。(谷本)

保育原理の教科書を執筆する機会をいただきました。これを機に保育や子どもの歴史を学んでいます。特に、山住正巳・中江和恵編注『子育ての書』(平凡社、1976)全三冊はとても面白いです。幕末から明治初期にかけて、最も広く流布した間引き防止の教諭書である『子孫繁昌手引草』など、授業の教材として使えます。(山本剛)

谷本さんの「会員消息」を見て、振り返ってみました。教養部時代の演習で筧田知義さん(教育学)と海原徹さん(日本教育史)から、学部生時代の日本教育史ゼミで本山幸彦さん(教育史、思想史)に、大学院生時代と研修員時代の教育史ゼミで岡田渥美さん(西洋教育史)・山崎高哉さん(西洋教育史、教育学)・辻本雅史さん(日本教育史)・鈴木晶子(教育哲学)さんに指導を受け、さらに教育史研究室で中村隆文さん(日本教育史)・山口和宏さん(日本教育史)・小股憲明さん(日本教育史)・伊藤悦子さん(日本教育史)・小山静子さん(日本教育史)・長谷川精一さん(日本教育史)をはじめとした多くの先輩方に鍛えていただきました。

また在学年数の長さの恩恵を受け、集中講義で小沢友作さん(民族教育)・久木幸男さん(日本教育史)・佐藤秀夫さん(日本教育史)・中内敏夫さん(日本教育史)・森川輝紀さん(日本教育史)・源了圓さん(近世思想史)・松島 鈞さん(フランス教育史)・市村尚久さん(教育学)・加藤秀俊さん(社会学)をはじめとした素晴らしい研究者の講義を受けました。こうして書いてみると本当に多くの方々に教えてもらえたのに、教えてもらったことの0.1%も活かせていないのではないかと反省します。深刻な勉強不足を改めて自覚するとともに、この自覚から何とか再スタートしたいと思っています。(富岡)